

令和5年度新型コロナウイルス感染症対策事業補助金実施要領

1 趣旨

本事業では、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等の取組を支援することとし、予算の定めるところにより、新型コロナウイルス感染症対策事業補助金を交付するものである。その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）、その他の法令等の定めによるほか、長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金実施要綱（以下「実施要綱」という。）及びこの実施要領の定めるところによる。

2 目的

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保等について支援を行うことにより、患者受入体制を整備することを目的とする。

3 事業者

県からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等の病床を確保する医療機関

4 事業の内容

県からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症患者の受入のための病床を確保する医療機関に対して、病床確保に要する費用を支援する。

5 実施期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

（ただし、感染状況に応じて県から病床確保を要請した期間に限る。）

6 補助条件

- （1）補助の対象は、県の要請に基づき確保した病床であること。但し、「新型コロナウイルス感染症院内感染発生医療機関支援事業補助金」の対象となる期間を除く。
- （2）県に対して入院患者や病床に関する情報等を、G-MISにより報告を行うこと。
- （3）他の医療機関など新型コロナウイルス感染症患者の入院調整を行う機関からの要請に応じること。ただし、特段の事情がある場合は、この限りでない。
- （4）病床確保料の一部については、新型コロナウイルス感染症患者等の対応を行う医療従事者に対して処遇改善を行うために用いること。

7 補助対象経費

(病床確保料)

- (1) 補助対象となる病床については、県が新型コロナウイルス感染症患者等の受入病床として、病床確保を要請した病床に限る。なお、当該病床には、稼働病床確保のために休止とした病床（以下「休止病床」という。）も含むものとし、その範囲についてはあらかじめ県と調整の上決定するものとする。
- (2) 空床及び休止病床については、8に定める病床確保料を適用する。

8 補助上限額

(1) 1日1床あたりの上限額

医療機関及び病床の種別の1日1床あたりの病床確保料の上限額は、別表1のとおりとする。なお、休止病床については即応病床1床あたり休床1床まで（ICU・HCU病床は休床2床まで）を補助の上限とする。

9 補助率 10/10以内。ただし、予算の範囲内で知事が認める額。

10 補助事業の申請

本事業補助金の交付を受けようとするものは、事業実施計画を作成し、補助の申請に際して、当該計画を知事に提出しなければならない。

11 提出書類

事業実施計画には、実施要綱に定めるもののほか、次の書類を添付するものとする。

(1) 病床確保料

- ・積算内訳書
- ・空床数計算シート
- ・別に定める処遇改善に関する計画書
- ・病床稼働状況がわかる資料
- ・病床の確保状況がわかる図面
- ・その他参考となる書類

12 問い合わせ先

長崎県医療政策課 医療企画班 TEL 095-895-2462

メール s040308@pref.nagasaki.lg.jp

附則

(適用期日)

1 この要領は令和5年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領は適用日以後の空床及び休止病床における補助金の交付申請に係るものについて適用し、適用日前の空床及び休止病床における当該申請に係るものについては従前の例による。

別表1

医療機関	病床の区分	病床確保料の上限額	
		空床	休止病床
特定機能病院等	I C U	1床当たり 174,000円/日	1床当たり 174,000円/日
	H C U	1床当たり 85,000円/日	1床当たり 85,000円/日
	上記以外の病床	1床当たり 30,000円/日	1床当たり 30,000円/日
その他の医療機関	I C U	1床当たり 121,000円/日	1床当たり 121,000円/日
	H C U	1床当たり 85,000円/日	1床当たり 85,000円/日
	上記以外の場合	1床当たり 29,000円/日	1床当たり 29,000円/日

- (1) 特定機能病院等とは、特定機能病院及び特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関とする。
- (2) 特定機能病院と同程度に新型コロナウイルス感染症の重症患者を受け入れている医療機関は、具体的には、令和2年4月以降に体外式膜型人工肺による治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関とする。